



宮崎の河原でカヌー体験
が行われ、小学生や親子連れ
らがカヌーを楽しみました。
(池川 5月21日撮影)

町の人口・世帯数

平成23年5月1日現在
人口6,742人 (-14)
男 3,168人
女 3,574人
世帯数3,394世帯 (+4)
4月中の届出
転入20人 転出28人
出生 5人 死亡11人
()内は前月比

広報によど川

平成23年6月1日発行 (No.71)
編集 仁淀川町広報編集委員会
発行 仁淀川町
〒781-1592
高知県吾川郡仁淀川町大崎124
☎0889-35-0111
<http://www.town.niyodogawa.kochi.jp>
印刷 株式会社高知新聞総合印刷

本紙は再生紙を使用しています。

東日本大震災に伴う義援金のお礼

仁淀川町役場と仁淀川町社会福祉協議会で受け付けていま
した「東北関東大震災義援金」につきまして、皆さまからの
温かいご協力を頂きましたことに厚くお礼申し上げます。

5月9日現在で5,889,381円の義援金が集まり「共
同募金災害義援金」高知県共同募金会に振り込みましたの
で、ご報告いたします。

被災地の一日も早い復旧と、安心できる日常生活が取り戻
せますよう、心からお祈りします。

大規模な土地取引には国土利用計画法 に基づく届け出が必要です

○国土利用計画法に基づく届け出とは

土地の利益・差益を狙う取引や地価高騰を抑制するとともに、
適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引
については、町を経由して、県にその利用目的などを届け出て審
査を受ける必要があります。

届け出事項は、契約当事者の氏名・住所等、契約締結年月日、
土地の所在および面積、土地に関する権利の種類および内容、土
地の利用目的、土地に関する対価の額などです。

○届け出の必要な土地取引

①取引の形態 売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、共有持分の譲渡、地
上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権の譲渡、信託受益権の譲渡、
地位譲渡など (なお、これらの取引の予約である場合も含みます)。

②取引の規模 (仁淀川町の場合)

都市計画区域以外の区域 1万平方メートル以上
※なお個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が上の面積
以上となる場合には届け出が必要です

○届け出の手続き

①届け出者 土地の権利取得者 (売買の場合であれば買主) が行
います。

②届け出期限 契約締結日を含めて2週間以内に、土地の所在す
る市役所、町村役場へ届け出をお願いします。

※届け出をしなかった場合は、法律で罰せられます

③提出書類 届出書 (3部) と次の添付書類 (各2部)

- (1) 土地取引に係わる契約書の写しまたはこれに代わる書類
- (2) 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (3) 土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上
の図面
- (4) その他 (必要に応じて登記申請書または委任状等の写し)

○届け出窓口・問い合わせ

(※下記窓口または、土地の所在する市町村の担当課まで)

仁淀川町役場企画課 ☎35-1082

池川総合支所地域振興課 ☎34-2120

仁淀総合支所地域振興課 ☎32-1113



はじめて…



すずきのりと
鈴木 徳斗くん(下土居)



「いっぱい泣いて大きくな〜れ!!!」

平成22年10月28日生
保護者/学・三佳